

事業再構築に関する 基礎資料集

令和4年10月
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

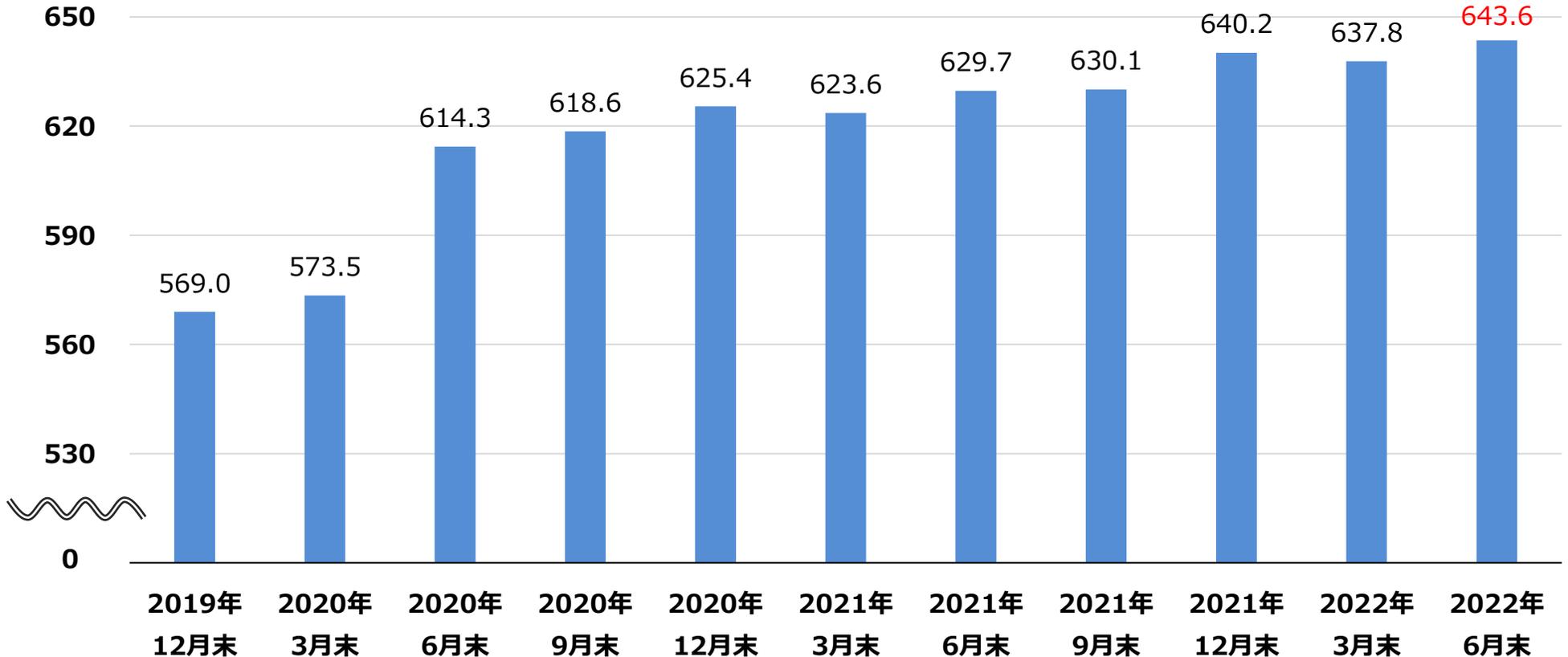
コロナ禍の企業債務への影響

○ 日本企業の債務残高は、コロナ禍前の2019年12月末の569.0兆円から、2022年6月末には643.6兆円となり74.6兆円増加している。

日本の非金融法人企業の債務残高の動向

企業債務残高

(兆円)



(注) 民間非金融法人企業と公的非金融法人企業（公団・事業団等特殊法人、地方公社、地方公営企業等）における債務総額（金融機関貸出額、社債発行額）の変化。2022年6月末の数値は速報値を使用。

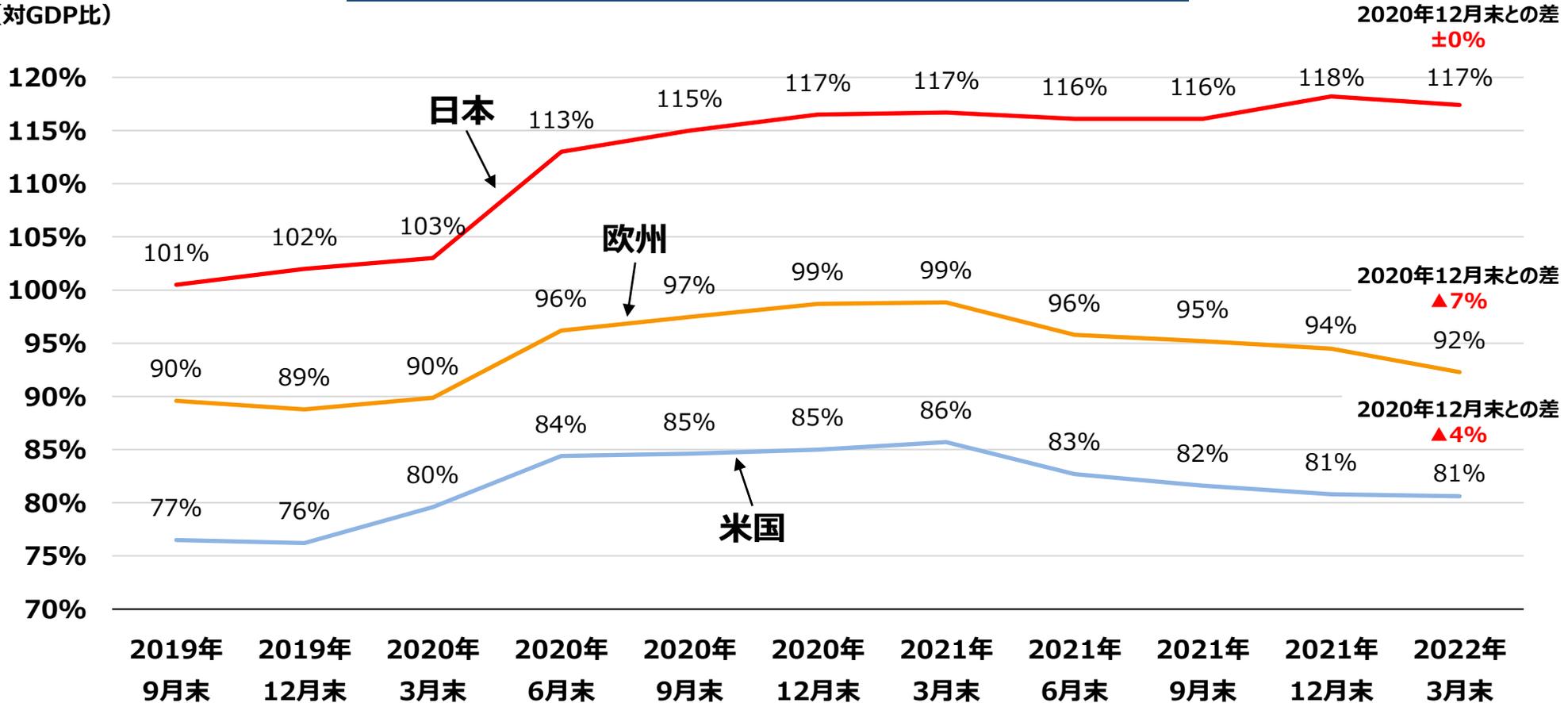
(出所) 日本銀行「資金循環統計」（2022年9月20日公表）を基に作成。

企業債務の水準の国際比較

○ 企業債務の対GDP比を見ると、2020年12月末から2022年3月末にかけて、欧州企業（▲7%）や米国企業（▲4%）は減少しているのに対し、日本企業は減少していない。

非金融法人企業の債務水準の推移（対GDP比）

企業債務の水準
（対GDP比）



(注) 債務水準・GDPともに名目値。欧州は、英国、ドイツ、フランス、イタリアの債務水準（対GDP比）を加重平均した値。債務は民間非金融企業法人企業と公的非金融法人企業の合計。数値は2022年9月19日時点の数値を使用。

(出所) Bank for International Settlements (BIS) 「Credit to the non-financial sector」、IMFデータベースを基に作成。

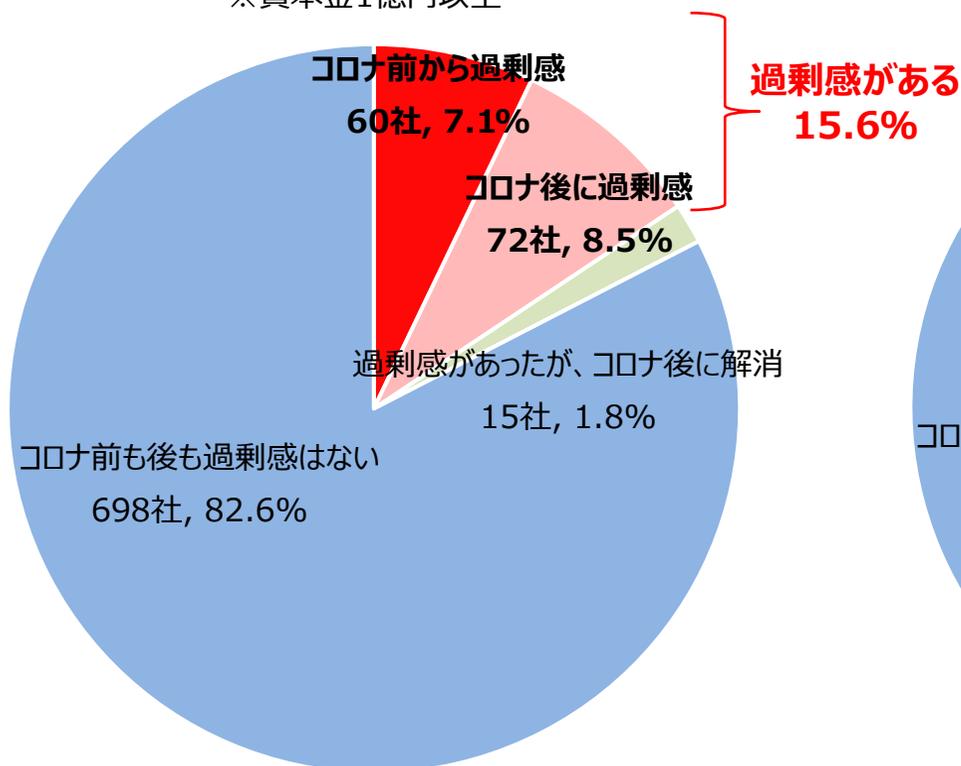
企業における債務の過剰感

- 日本企業に対するアンケートによると、「債務の過剰感がある」と回答した企業の割合は、大企業15.6%、中小企業31.8%（2022年8月）。

債務の過剰感（2022年8月時点）

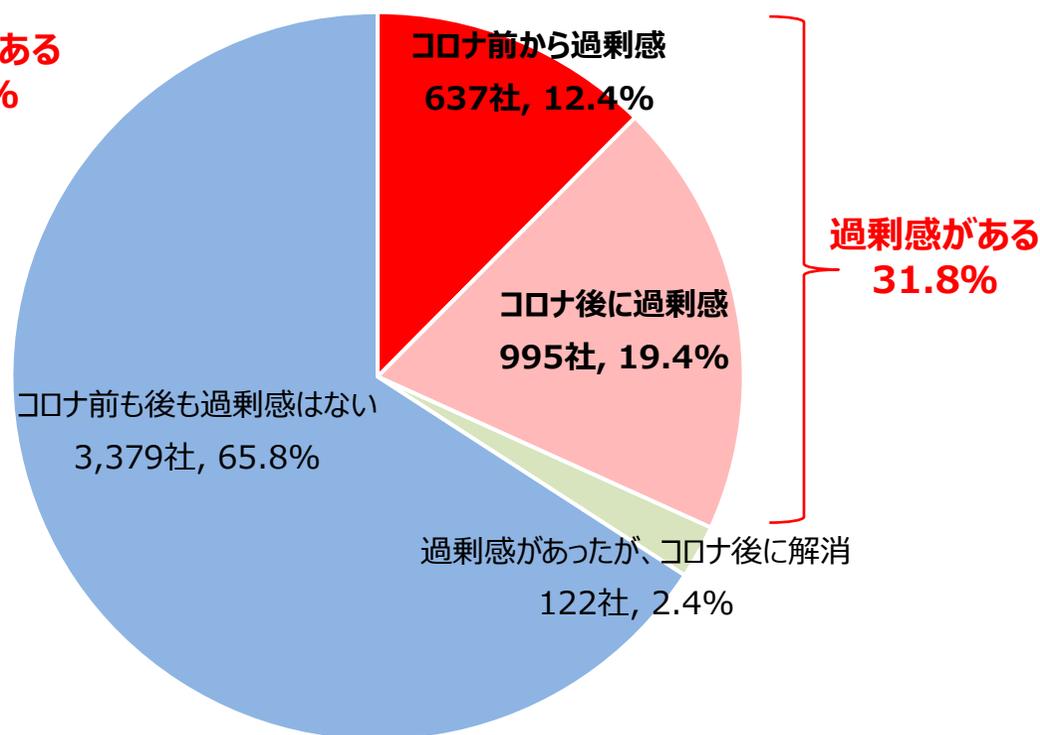
大企業（845社）

※資本金1億円以上



中小企業（5,133社）

※資本金1億円未満



(注) 2022年8月1日-8月9日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。
「貴社の債務（負債）の状況は、以下のどれですか？」との質問に対する回答割合（回答数：5,978社）
(出所) 東京商工リサーチ「第8回過剰債務に関するアンケート調査」（2022年8月16日）を基に作成。

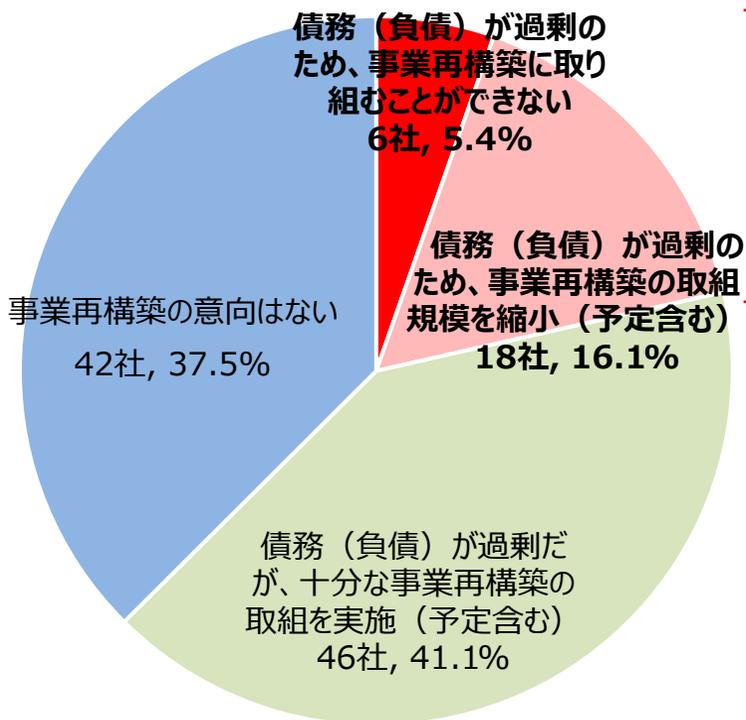
債務による企業の事業再構築の取組への影響

- 債務の過剰感があると答えた企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっている企業の割合は、大企業21.5%、中小企業33.4%。

債務の事業再構築への影響 ※債務の過剰感があると回答した企業に対する調査

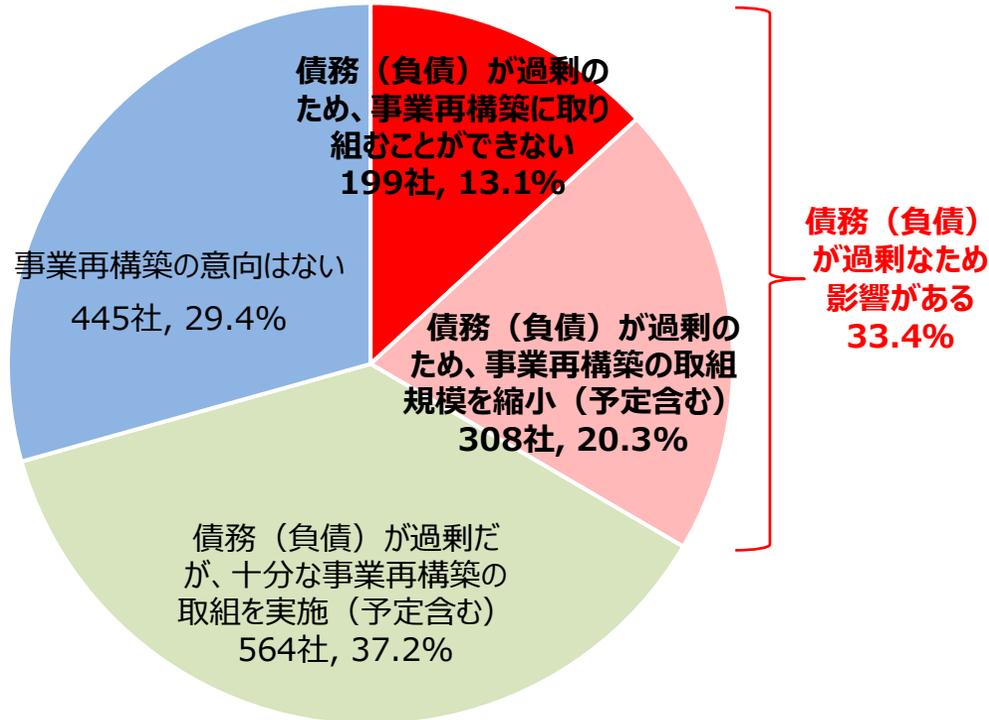
大企業（112社）

※資本金1億円以上



中小企業（1,516社）

※資本金1億円未満



(注) 2022年8月1日-8月9日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。

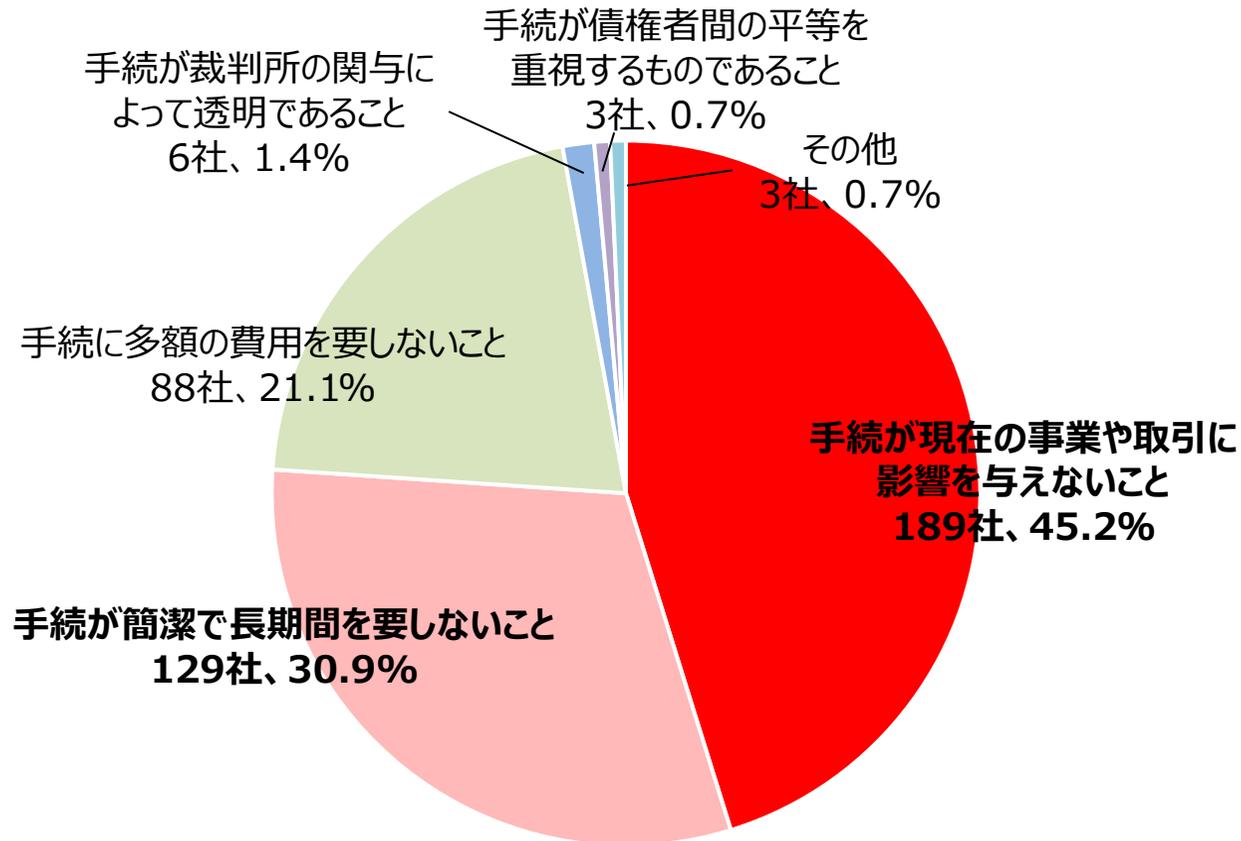
「債務（負債）の状況が、貴社の事業再構築への取り組みに影響を与えていますか？」との質問に対する回答割合（回答数：1,628社）

(出所) 東京商工リサーチ「第8回過剰債務に関するアンケート調査」（2022年8月16日）を基に作成。

企業が事業再生の際に重視する点

- コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があると感じた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続きが現在の事業・取引に影響を与えないこと（45.2%）、手続きが簡潔で長期間を要しないこと（30.9%）、が重視されている。

事業再生を検討する上で最も重視する点 ※事業再生を検討する可能性があると感じた企業に対する調査



(注) 2021年8月2日-8月11日にかけて全国の大企業・中小企業を対象に実施したアンケート調査の結果。
「事業再生」を検討する上で最も重視する点は何ですか?との質問に対する回答割合（回答数：418社）
(出所) 東京商工リサーチ「第17回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（2021年8月24日）を基に作成。

海外における私的整理・事業再生制度の概要

- 欧州各国においては、全ての貸し手の同意を必要とせず、裁判所の認可のもとで多数決により権利変更（債権カット等）を行い、事業再構築を行う制度が存在するが、我が国には存在しない。

	制度名	概要	可決要件	利用状況
英	Scheme of Arrangement (SOA)	裁判所認可のもとで 多数決 により債権者の権利を変更できる手続（Restructuring Planは対象企業が財務的窮境にある企業などに限定）	債権者数の過半数の賛成及び 債権額の3/4以上の額を有する債権者の賛成	年間数十件程度 ※専門家へのヒアリングによる
	Restructuring Plan (RP) ※2020年導入		債権額の 3/4以上の額を有する債権者の賛成	
独	StaRUG ※2021年導入	裁判所認可のもとで 多数決 により債権者の権利を変更できる手続	債権額の 3/4以上の額を有する債権者の賛成	年間 10件程度 ※専門家へのヒアリングによる
仏	迅速保護手続 ※2014年導入（2021年改正）	合意による解決を図る調停が不調に終わった場合に 裁判所認可のもとで多数決 により債権者の権利を変更できる手続	債権額の 2/3以上の額を有する債権者の賛成	6件 （2018年） ※仏司法省による（迅速保護手続の前身の制度を含む件数）
米	Chapter11	裁判所認可のもとで 多数決 により債権者の権利を変更できる手続	債権者数の過半数の賛成及び 債権額の2/3以上の額を有する債権者の賛成	8,333件 （2020年） ※米連邦裁判所による

（出所）経済産業省調べ。